

3 高薬衛第 1553 号  
令和 3 年 11 月 29 日

高知県病院薬剤師会長 様

高知県健康政策部薬務衛生課長  
(公 印 省 略)

厚生労働省通知の送付について

日頃は、本県の薬務行政の推進にご理解、ご尽力賜り感謝申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長から下記の通知が発出されましたので、別添のとおり写しを送付します。

つきましては、貴会会員への周知をお願いいたします。

なお、本通知は当課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>) に掲載しておりますことを申し添えます。

記

1. アブロシチニブ製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）について  
(令和 3 年 11 月 24 日付け薬生薬審発 1124 第 1 号)
2. ウパダシチニブ水和物製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部改正について  
(令和 3 年 11 月 24 日付け薬生薬審発 1124 第 5 号)

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県健康政策部薬務衛生課

佐野、山下、平松

TEL : 088-823-9682

FAX : 088-823-9264